

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第60号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則
香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 6 条関係）				別表第 2（第 6 条関係）			
部	班	課 等	分掌事務	部	班	課 等	分掌事務
略				略			
健康福祉部	<u>保健福祉総務班</u>	<u>健康福祉部保健福祉総務課及び健康政策課</u>	略	健康福祉部	<u>健康福祉総務班</u>	<u>健康福祉部健康福祉総務課</u>	略
	略				略		
	<u>医療政策班</u>	<u>健康福祉部医療政策課</u>	略		<u>医務国保班</u>	<u>健康福祉部医務国保課</u>	略
	略				略		
略				略			
教育部	略			教育部	略		
	健康福利班	略			健康福利班	略	
					<u>新県立体育館整備推進班</u>	<u>教育委員会事務局新県立体育館整備推進総室新県立体育館整備推進課</u>	<u>1 他班の応援に関すること。</u>
警備部	略			警備部	略		

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。